

マナトゥディ基金 規約

第1条 名 称

本会は、「マナトゥディ基金」と称し、英語表記は「Manatody Fund」とする

第2条 事務局および所在地

本会の主たる住所は、千葉県千葉市稲毛区 におく

第3条 目 的

本会は、会員相互の親睦を図り、日本国内はもとより世界各国国民と連携を深めつつ、青年海外協力隊、専門家、NGO等の活動から帰国した人々が経験を活かし企画する、マダガスカルを始めとするアフリカ諸国での草の根活動やSDGsアクションの持続化を支援し、国際親善と世界平和に寄与することを目的とする。

第4条 事 業

- (1) マダガスカルを始めとするアフリカ諸国支援プロジェクトの募集、審査、支援
- (2) マダガスカルを始めとするアフリカ諸国での既存活動を継続・発展させるための案件形成支援
- (3) マダガスカルを始めとするアフリカ諸国の協力機関との連携支援
- (4) 企業、行政、団体等への政策提言事業
- (5) 人材育成及び雇用促進サポート事業
- (6) 体験活動やセミナーの企画・開催
- (7) (1)～(6)に附随する事業

第5条 会 員（構成員）

会の取り組みに賛同し、会の役員に承認され、会費を収めたものが会員となる

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し、入会登録を行った者とする
- (2) 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会登録を行った者とする
- (3) 企業会員は、本会の目的に賛同し、入会登録を行った団体・企業とする

第6条 会 費

会員は、以下に定める会費を納入する。

- (1) 正会員：3,000円／年
- (2) 賛助会員：1,000円／年
- (3) 企業会員：20,000円／口

第7条 退 会

- 1 会員は、退会届を代表に提出することにより、任意に退会することができる
- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を3年以上納入しないとき

第8条 除名

本会の目的・趣旨に反する行為をした者、又は本会の名誉を傷つけた者は、本会の決により除名をすることが出来る。また、3年間会費を滞納したものに対しても除名することが出来る

第9条 代表及び役員

1 本会に以下の役員を置く。

代表	1名
副代表	1～2名
事務局長	1名
会計	1名
広報	1～2名
監事	1名

2 副代表と事務局長は兼務が可能だが、監事は他の役員及び事務局を兼任できない

第10条 役員の職務

- 1 代表は、本会を代表し、その業務を統括する
- 2 副代表は、代表を補佐し、代表が不在のときは、その職務を代行する
- 3 事務局長は、本会の事務全般及び出納事務を担当する
- 4 会計は、本会の出納事務を担当する
- 5 広報は、本会の広報を担当する
- 6 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する

第11条 役員の選任

- 1 代表、副代表（および事務局長）の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する
- 2 事務局長は代表が指名することができる

第12条 任期

- (1) 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない
- (2) 会員は、本人が辞意を示さない限り、期限を設けない

第13条 会計

- 1 本会の経費は、会費、協賛、寄付、繰越金・謝金・補助金等その他の収入をもって充てる
- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする
ただし、初年度は発足日から翌年の3月31日までとする

- 3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する
- 4 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う
- 5 事務局長及び会計の2名で管理を行う

第14条 総会

- 1 本会の総会は、正会員をもって構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に開催することができる。
- 2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する
 - (1) 会則、事業等の改廃
 - (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
 - (3) 本会の解散
 - (4) 役員を選任及び解任
 - (5) その他本会の運営に関し重要な事項
- 3 本会の会議は、代表が召集する。
- 4 総会の議長は、代表がこれに当たる。
- 5 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。
- 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。又は、即時性と双方向性をもったWEB会議システムをもって表決することもできる

第15条 運営委員会

運営委員会は、代表、副代表、事務局長、監事をもって構成する

- 2 運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する

第16条 事業報告書及び決算

代表は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監事を経て総会の承認を得なければならない。

第17条 事業年度

この会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする

ただし、初年度の事業年度は発足日から翌年の3月31日までとする

第18条 本会の設立日は2020年8月1日とする

随則

本規約は2020年8月1日から施行する